

介護職員等特定処遇改善加算について

超高齢化社会に向けて介護人材の需要が高まる中、介護人材確保のため介護職員に対する処遇改善への取組みが政府方針のもと進められています。平成 21 年 10 月からの「介護処遇改善交付金制度」を皮切りに、平成 24 年 4 月からは「介護職員処遇改善加算」として介護報酬に組み込まれ、介護職員の賃金改善が図られてきました。

さらに、これらの取組をより一層推進するために、「新しい経済政策パッケージ」が平成 29 年 12 月 8 日閣議決定されました。経験・技能のある職員に重点化を図りながら介護職員等の更なる処遇改善施策の必要性が打ち出され、令和元年 10 月、消費税引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が新たに創設されることになりました。

「介護職員等特定処遇改善加算」を事業者が算定にするにあたって、この度、加算の算定状況や賃金改善以外の処遇改善の取組内容をホームページで公表することと致します。

記

【処遇改善に関する加算の算定状況】

< 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護 >

処遇改善加算 : 加算 I

特定処遇改善加算 : 加算 I

< 通所介護／介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス） >

処遇改善加算 : 加算 I

特定処遇改善加算 : 加算 I

【賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容】

	職場環境要件	当法人の取組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)	介護福祉士試験の受験資格取得奨励として、実務者研修受講に係る受講料の補助を行う。また、喀痰吸引、認知症ケア等、専門的な技術に関する外部研修についても補助を行い、従業員の資質向上を図る。
労働環境・処遇の改善	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	委員会活動の推進や現場職員と管理職または役員等とのミーティングの場を設ける等、改善提案を生む社内風土を醸成し、職場環境やサービス内容の改善を行う。
その他	非正規職員から正規職員への転換	非常勤（パート）職員の評価制度を推進し、意欲と能力のある職員の正職員転換を積極的に行う。また、雇用の安定を図る視点から派遣職員からの直接雇用転換を推進する。

令和2年3月31日

オーチャード沼津